

9. 会費自動引落しについて

ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の各金融機関からの振替による会費の自動引落しを行っております。会費の自動引落しをご希望の方は、事務局へ申込用紙をご請求下さい（ゆうちょ銀行の口座からの場合とゆうちょ銀行以外の金融機関の口座からの場合で申込用紙が異なります。請求の際にお申し出下さい。）。

記

- (1) 自動引落しにかかる手数料は事務局で負担します。
- (2) 自動引落しの対象者は一般の正会員及び高齢会費の適用者です。会費の割引(学生)や減免(若年層, 初等中等教育教員)の適用希望者を除きます。
- (3) 自動引落しは、開始時期によりますが、半期分（年 2 回引落し）又は 1 年分（年 1 回引落し）のいずれかを選べます。
- (4) 第 1 回目の引落しが完了しましたら、第 1 回目引落し完了のお知らせを送付します。
- (5) 引落し前に会費の未払い分や不足分がある場合は、未払い分や不足分がご納入されるまで自動引落し処理を行いません。ご注意ください。
- (6) 自動引落しの停止を希望される方は、下記(7)の引落日の 1 か月前までにお手紙又はお葉書で事務局までお知らせ下さい。
- (7) 引落し日は下記の通りです（但し引落日が休日の場合は翌営業日となります）。

ゆうちょ銀行の場合：

- 4 月 25 日（1 年分と半期分の方）
- 6 月 30 日（4 月 25 日に引落し不能だった方）
- 10 月 25 日（半期分の方）
- 12 月 30 日（10 月 25 日に引落し不能だった方）

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合（金融機関により、20 日又は 27 日のいずれかに

なります）：

- 4 月 20 日又は 27 日
（1 年分と半期分の方）
- 6 月 20 日又は 27 日
（4 月 20 日又は 27 日に引落し不能だった方）
- 10 月 20 日又は 27 日（半期分の方）
- 12 月 20 日又は 27 日
（10 月 20 日又は 27 日に引落し不能だった方）

現在自動引落しを利用されている方は上記引落日の前日までに残高のご確認をお願いします。